

**平成27年度  
第1回松塩筑安曇地区教科用図書採択研究協議会会議録**

平成27年度第1回松塩筑安曇地区教科用図書採択研究協議会が、平成27年5月26日、午後2時00分、塩尻総合文化センター301多目的室に招集された。

**会 議 次 第**

1 開 会

2 委員及び事務局職員自己紹介

3 役員の選出について

4 会長あいさつ

5 協議事項

- (1) 松塩筑安曇地区教科用図書採択研究協議会規約の改正（案）について
- (2) 平成27年度教科用図書採択の方針（案）について
- (3) 平成27年度松塩筑安曇地区教科用図書採択研究協議会関係会議等日程（案）について
- (4) 平成27年度松塩筑安曇地区教科用図書採択研究協議会予算（案）について
- (5) 平成27年度松塩筑安曇地区教科用図書採択研究協議会調査研究委員委嘱方法（案）について
- (6) 開かれた採択の推進（案）について

6 その他

7 閉 会

○ 出席委員

会 長 (塩尻市教育委員長)	小 澤 嘉 和
副会長 (松本市教育長)	赤 羽 郁 夫
副会長 (安曇野市教育委員長)	唐 木 博 夫
副会長 (朝日村教育委員長)	上 條 利 春
監 事 (松本市教育長職務代理者(兼)松本市山形村朝日村 中学校組合教育長職務代理者)	斉 藤 金 司
監 事 (安曇野市教育長)	橋 渡 勝 也
委 員 (塩尻市教育長(兼)塩尻市辰野町中学校組合教育長)	山 田 富 康
委 員 (生坂村教育委員長)	腰 原 茂 文
委 員 (生坂村教育長)	藤 澤 光
委 員 (筑北村教育委員長)	久 保 田 茲 朗
委 員 (筑北村教育長)	宮 下 敏 彦
委 員 (塩尻市辰野町中学校組合教育委員長)	小 野 貢

委員 (麻績村筑北村学校組合教育委員長)	市川祥介
委員 (麻績村筑北村学校組合教育長)	飯森力
委員 (松本市校長会長)	太田宏
委員 (松本市校長会副会長)	小幡泰俊
委員 (塩尻市・東筑摩郡地区校長会長)	三澤正彦
委員 (塩尻市・東筑摩郡地区校長会副会長)	櫻井隆夫
委員 (安曇野市校長会長)	藤松伸二郎
委員 (安曇野市校長会副会長)	遠藤正志
委員 (松本市保護者代表)	平塚綾子
委員 (塩尻市保護者代表)	渡辺美佐登
委員 (安曇野市保護者代表)	山本佐知子
委員 (松本市学識経験者)	征矢野達彦
委員 (塩尻市学識経験者)	木下留美子
委員 (東筑摩郡学識経験者)	藤澤陽子
委員 (安曇野市学識経験者)	内田洋子

○ 欠席委員

委員 (東筑摩郡保護者代表)	洞信夫
----------------	-----

○ 事務局出席者

こども教育部次長(兼)教育総務課長	青木実
教育総務課長補佐(兼)学校支援係長	太田文和
学校支援係主事	丸山敏明

1 開会

**青木こども教育部次長(兼)教育総務課長** 皆さん、こんにちは。

定刻になりましたので、1名ほど、まだ見えられていない方はいらっしゃいますけれども、これより平成27年度第1回松塩筑安曇地区教科用図書採択研究協議会、開会させていただきたいと思います。

私ですけれども、協議会の規約によりまして本年度事務局を担当いたします塩尻市教育委員会事務局のこども教育部次長、兼ねて、教育総務課長の青木実と申します。協議会の役員が決定するまでの間、会議の進行を務めさせていただきますので、よろしくお願いをしたいと思います。

本日、御出席をいただいておりますのは、各市町村の教育委員長さん、教育長さん、教育長職務代理者さん、それから校長会長さん、副会長さん、それから保護者代表、学識経験者の皆様ということになります。特に、保護者代表それから学識経験者の皆様におかれましては、教科用図書の採択に当たりまして、開かれた採択を推進するために、採択地区の市町村教育委員会から御推薦いただきまして、御就任いただいております。

改めて御礼申し上げますとともに、この会議において御経験を生かした貴重な御意見を賜りたいと存じますので、よろしくお願いいたします。

2 委員及び事務局職員自己紹介

**青木こども教育部次長(兼)教育総務課長** それでは、本年度最初の会議でございますので、初めに協

議会委員の皆様、続いて事務局職員の順で自己紹介をお願いしたいと思います。

自己紹介のほうですけれども、松本市の教育長さんのほうから順番によろしくをお願いしたいと思います。

**赤羽松本市教育長** 松本市の教育長の赤羽郁夫と申します。よろしくお願いをいたします。

**斉藤松本市教育長職務代理者(兼)松本市山形村朝日村中学校組合教育長職務代理者** 松本市の教育長職務代理者、斉藤金司です。よろしくお願いをいたします。

**小澤塩尻市教育委員長** 塩尻市教育委員長を務めております小澤嘉和です。お願いをいたします。

**山田塩尻市教育長(兼)塩尻市辰野町中学校組合教育長** 塩尻市教育長の山田富康と申します。よろしくお願いをいたします。

**唐木安曇野市教育委員長** 安曇野市教育委員長の唐木博夫と申します。よろしくお願いをいたします。

**橋渡安曇野市教育長** 安曇野市教育長の橋渡勝也でございます。よろしくお願いをいたします。

**腰原生坂村教育委員長** 生坂村教育委員長の腰原茂文と申します。よろしくお願いをいたします。

**藤澤生坂村教育長** 生坂村の教育長の藤澤光と申します。どうぞよろしくお願いをいたします。

**久保田筑北村教育委員長** 筑北村教育委員長の久保田茲朗でございます。よろしくお願いをいたします。

**宮下筑北村教育長** こんにちは。筑北村教育長の宮下敏彦と申します。どうぞよろしくお願いをいたします。

**上條朝日村教育委員長** 朝日村の教育委員長の上條利春です。よろしくお願いをいたします。

**小野塩尻市辰野町中学校組合教育委員長** 塩尻市辰野町中学校組合教育委員会の委員長の小野貢です。よろしくお願いをいたします。

**市川麻績村筑北村学校組合教育委員長** 麻績村筑北村学校組合教育委員長の市川祥介と申します。よろしくお願いをいたします。

**飯森麻績村筑北村学校組合教育長** こんにちは。麻績村筑北村学校組合の教育長、飯森力と申します。よろしくお願いをいたします。

**青木子ども教育部次長(兼)教育総務課長** 続きまして、保護者代表、よろしくお願いをいたします。

**平塚松本市保護者代表** こんにちは。松本市保護者代表として松本市PTA連合会からまいりました、平塚と申します。どうぞよろしくお願いをいたします。

**渡辺塩尻市保護者代表** 塩尻市保護者代表として、広陵中学校副会長を務めております渡辺です。よろしくお願いをいたします。

**山本安曇野市保護者代表** 安曇野市PTA連合会よりまいりました山本です。よろしくお願いをいたします。

**征矢野松本市学識経験者** 松本大学に勤めております征矢野達彦と申します。よろしくお願いをいたします。

**木下塩尻市学識経験者** 塩尻市の木下です。よろしくお願いをいたします。

**藤澤東筑摩郡学識経験者** 東筑摩郡の代表として来ました、藤澤陽子と申します。よろしくお願いをいたします。

**内田安曇野市学識経験者** 安曇野市の内田洋子です。よろしくお願いをいたします。

**太田松本市校長会長** 今年度、松本市校長会長を務めております開智小学校の太田宏と申します。よろしくお願いをいたします。

**小幡松本市校長会副会長** 同じく松本市校長会副会長をさせていただいております、波田中学校の小幡泰俊と申します。よろしくお願いをいたします。

**三澤塩尻市・東筑摩郡地区校長会長** 今年度、東筑摩・塩尻市校長会長を務めさせていただいております三澤正彦と申します。よろしくお願いをいたします。

**櫻井塩尻市・東筑摩郡地区校長会副会長** 同じく副会長の、塩尻西部中学校の櫻井隆夫でございます。よろしくお願いをいたします。

**藤松安曇野市校長会長** 安曇野市の校長会長、豊科南中学校の藤松伸二郎と申します。よろしくお願  
いします。

**遠藤安曇野市校長会副会長** 同じく副会長、豊科北小学校の遠藤正志と申します。よろしくお願  
いいたします。

**青木こども教育部次長(兼)教育総務課長** ありがとうございます。続いて、事務局職員です。

**太田教育総務課長補佐(兼)学校支援係長** 塩尻市教育委員会教育総務課課長補佐、兼ねまして、学校  
支援係長の太田文和と申します。よろしくお願いたします。

**丸山学校支援係主事** 塩尻市教育委員会教育総務課の丸山敏明と申します。よろしくお願いたします。

**青木こども教育部次長(兼)教育総務課長** ありがとうございます。よろしくお願したいと思いま  
す。

### 3 役員の選出について

**青木こども教育部次長(兼)教育総務課長** それでは、次第のほうで3番でありますけれども、役員の  
選出について議題とさせていただきたいと思えます。お手数ですけれども、会議資料の1ページを  
ごらんください。

協議会の規約第4条におきまして、本協議会では、会長1名、副会長3名、監事2名の役員を互  
選により選出するということになっております。

役員の選出について、何か御意見等がございましたらお願したいと思えます。

**三澤塩尻市・東筑摩郡地区校長会長** 事務局に案がありましたらお願いたします。

**青木こども教育部次長(兼)教育総務課長** ありがとうございます。事務局の案という御意見をいた  
ききましたので、そのような形で提案させていただいてもよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

**青木こども教育部次長(兼)教育総務課長** ありがとうございます。それでは、事務局案について提案  
をさせていただきます。

**太田教育総務課長補佐(兼)学校支援係長** それでは、事務局案につきまして提案させていただきます。  
会長を、事務局であります塩尻市教育委員会の教育委員長、副会長を松本市教育長、安曇野市教育  
委員長、東筑摩郡町村教育委員会連絡協議会の会長であります朝日村教育委員長、監事を、松本市  
教育長職務代理者、安曇野市教育長の方々にお願したいと思えます。

なお、資料の2ページに、協議会委員名簿を掲載させていただきましたので、あわせて御確認く  
ださい。以上です。

**青木こども教育部次長(兼)教育総務課長** ただいま事務局から提案させていただきましたが、この役  
員案について御意見等はございますでしょうか。よろしいでしょうかね。

〔「異議なし」の声あり〕

**青木こども教育部次長(兼)教育総務課長** ありがとうございます。異議ないようでございますので、  
事務局から提案させていただきました役員を選出をさせていただきたいと思えますので、名簿をお  
配りさせていただきます。

なお、選出された役員の皆様につきましては、正面の役員席に移っていただきますよう、よろし  
くお願したいと思えます。

### 4 会長あいさつ

**青木こども教育部次長(兼)教育総務課長** それでは、役員が決定いたしましたので、ここで小澤嘉和  
会長から御挨拶をいただきたいと思えます。よろしくお願いたします。

**小澤会長** こんにちは。今年度の採択推進の事務は、塩尻市教育委員会が務めます。そんな関係上もありまして、御推挙をいただきました。この1年間、力不足ではありますけれども、精一杯務めてまいりたいと思います。よろしく願いいたします。

この会が、公平、公正、適正に執行できるため、皆様の御協力をいただきながらこの任を果たしていきたいと思っております。御案内のように、この協議会は、教科書無償措置に関する法律に基づき、安曇野市、松本市、東筑、塩尻市と、広域で、28年度から使用する中学校教科書を選定いたします。そして、各市町村教委は、本協議会の選定を尊重、協議し、採択をするというものであります。各委員の皆様におかれましては、例年同様の御理解をお願いいたします。

近年、教科書選定に当たり、より透明性、いわゆる開かれたこの会であることが求められております。このためにも、今年も保護者代表の方、地域代表の方々に御苦勞を願うこととなります。それぞれの立場から御意見を寄せていただきますよう、重ねてお願い申し上げます。

調査研究委員会委員の推薦の任に当たってくださいました各校長会会長の皆様には、感謝申し上げます。委員の方々には、授業の合間に調査の任務を担っていただくこととなります。この間の学校のフォロー体制等、よろしく願いいたします。

まとめに当たり、蛇足ではありますけれども、選定に当たっては各委員の選定責任が求められますことから、教科書見本を閲覧することをよろしく願います。この地域の子供や教師、保護者から、いい教科書を選定、採択してくれたとのいつもながらのお褒めの言葉をいただけますように、よろしく御審議をお願いいたします。一言、御挨拶を申し上げます。

**青木こども教育部次長(兼)教育総務課長** ありがとうございます。

それでは、協議会の規約第8条1項に基づきまして、議長は会長が務めるということになりますので、小澤会長をお願いいたしまして、以降の進行をよろしく願いしたいと思います。

## 6 協議事項

### (1) 松塩筑安曇地区教科用図書採択研究協議会規約の改正(案)について

**小澤会長** 協議事項に入らせていただきます。本日の協議会委員の出席状況は、28名のうち27名ですので、過半数を超えております。したがって、規約第8条第2項の規定により会議が成立することを確認させていただきます。

本協議会につきましては、松塩筑安曇地区教科用図書採択研究協議会規約に基づき、組織・運営されておりますが、今回、協議事項(1)として、この規約の改正(案)について御協議をいただきたいと思っております。詳細について、事務局からの説明を求めます。

**太田教育総務課長補佐(兼)学校支援係長** それでは、協議事項(1)番の協議会規約改正(案)につきまして御説明申し上げますが、その前にですね、本日の会議資料の確認だけさせていただきますけれども、本日、会議の次第が記載されている51ページものの資料、それから、法律改正等に伴う規約改正についてというものが1ページ目に書かれている15ページものの資料、それともう1つがですね、解説改訂で領土問題の記述倍増が記載されている8ページものの、以上3点になりますので、御確認ください。

それでは、本日の次第の載っております会議資料3ページからお願いいたします。

松塩筑安曇地区教科用図書採択研究協議会規約の改正につきまして、3ページから5ページまで記載しております。下線部分が改正箇所となります。また、現在の規約との比較表を6ページから9ページにまとめてございます。わかりやすい資料がこちらの資料になりますので、6ページをごらんいただきたいと思っております。

今回の規約改正に至った経過であります、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法

律、それから、同施行令及び同施行規則が一部改正されたこと、また、地方教育行政の組織及び運営に関する法律が一部改正されたことに伴うものです。

別紙になりますが、先ほどの法律改正等に伴う規約改正についてと1ページ目に書かれた資料に詳細をまとめておりますので、後ほど、各自で御確認いただければと思います。

では、改正点を中心に御説明させていただきますが、まず最初に、第1条、本協議会の設置の目的でございます。こちらは現行どおりになります。

第1条、松本市・塩尻市・東筑摩郡・安曇野市（以下「採択地区」という。）の市町村教育委員会（学校組合教育委員会を含む。以下同じ。）が採択地区内の小学校及び中学校の使用教科用図書について、種目ごとに同一の教科用図書を採択するための連絡調査を図る機関として、松塩筑安曇地区教科用図書採択研究協議会（以下「協議会」という。）を設置する、となっておりまして、本協議会は松塩筑安曇地区内におきまして、種目ごと同一に教科用図書を採択するための連絡調査を図る機関ということになります。教科用図書の採択は、本協議会からの報告を受けて、各市町村教育委員会が直接行うこととなります。

次に、第2条、本協議会の組織についてでございます。こちらは、下線部分が改正箇所となります。左側が現行、右側が変更後になりますので、ごらんください。

まず現行の規約ですが、第2条、この協議会は、採択地区の市町村教育委員会の教育委員長及び教育長、松本市・東筑摩塩尻・安曇野市各校長会長及び同副会長、保護者代表及び学識経験者若干名をもって委員とし組織する、とあります。こちらは、先ほど申し上げましたが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律が一部改正されたことによりまして、教育委員長の職が今後なくなっていくということになりますので、改正案では、教育長及び教育長職務代理者と改めるものです。

本協議会を構成するに当たりまして、教育長のみの参加となってしまいますと、構成人数が大分少なくなってしまう、ということで、教育長への負担も増大してしまうということから、教育長職務代理者に参加をしていただきまして、協議会委員の人数を現状維持させる目的で、このような改正をするものです。

これに基づきまして、本協議会は、松塩筑安曇地区の各教育委員長及び教育長、教育長職務代理者の先生方16名、校長会長及び副会長の先生方6名、保護者代表の方4名、学識経験者の方4名、合計30名の皆さんで、今回、組織しております。ただし、重複をしている委員さんが2名いらっしゃいますので、実人数は28人ということになっております。

また、第2条では、新たに第2項及び第3項を加える改正を行います。

第2条第2項は、委員の任期について定めるものです。第2条第2項、委員の任期は、1年とする。ただし、任期の途中で委員が交代した場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。こちらは、法律改正に基づくものではございませんが、現在の規約に委員の任期についての定めがないことから、1年の任期と規定をしたいものです。

続いて第3項は、委員の守秘義務について定めるものです。第2条第3項、委員は、教科用図書採択に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。また、その職を退いた後も、また同様とする。こちらは、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令の一部改正する政令によりまして、委員の協議会における協議内容について守秘義務を明確にすることが望ましい、とあることから、新たに規定するものです。

続いて、第3条から第9条については、特に改正がございませんので、割愛させていただきます。

次、7ページをごらんください。第9条及び第10条ですが、調査研究委員及びその委嘱に関することを規定しております。こちらについては現行どおりです。

第9条、協議会に教科用図書調査研究委員会（以下、調査研究委員会という。）を設け、教科用図

書を共同で調査研究する。

第10条、調査研究委員会の調査研究委員は、協議会が教科用図書の種目ごとに採択地区内の小学校、中学校の校長、教頭及び教諭の中から適当な者を選び委嘱する、と規定しております。

なお、短い一定期間で教科書採択をしなければならない都合上、既に各校長会を通じまして、調査研究委員にふさわしい先生方の推薦をいただいております。後ほど、本日の議題の中で皆様にお諮りいたしますので、よろしくお願いいたします。

次に、7ページから8ページになりますが、ごらんいただきまして、第12条、本協議会の行う教科用図書の選定についてでございます。こちらにつきましては、第2項から第4項までを新たに加えるものでございます。

まず、第12条第1項では、協議会は、調査研究委員会から提出された資料に基づき、協議の上、教科用図書を種目ごとに1種を選び、これを市町村教育委員会に報告する、と規定しております。後ほど、今後の日程についてもお諮りいたしますが、5回の実施を予定しております調査研究委員会の後、7月17日に予定しております第2回の本協議会に提出される資料に基づきまして、皆様方に御協議いただき、教科用図書を種目ごとに1種類を選びまして、これを市町村教育委員会に報告するというところでございます。

ただし、協議をしていく中で、どうしても教科用図書を1種目に選ぶことができない場合も予想されます。その場合の具体的な選定手段を第12条第2項から第4項で規定するものですが、第12条第2項、前項の協議が整わない種目があるときは、再度協議をした後、委員全員により当該種目についてそれぞれ選定すべきと考える教科用図書に投票を行い、過半数の投票を得た教科用図書を選定する。第3項、前項の場合において、過半数を得た教科用図書がないときは、取得した投票数の上位2種類の教科用図書について再度投票を行い、多数を得た教科用図書を選定する。第4項、前項の場合において、2種類の教科用図書の投票数が同じときは、協議の経過を勘案し、会長がこれを決する。

今年度で例を出しますと、教科書を1種類に選べない場合、委員28名で投票を行うこととなります。この時点で14票確保できた教科書があればその教科書を選定することとなります。14票確保した教科書がなければ、最も投票数を確保した教科書と、その次に投票数を確保した教科書で、もう一度投票を行い、より多くの投票数を確保した教科書を選定することとなります。もし、14票同士で投票数が同じなった場合、この場合には、小澤会長さんに、どちらの教科書を選定するか決定していただくということとなります。

具体的な選定手段につきましては、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令の一部改正する政令において、種目ごとに1種類の教科書を選定するための具体的な手段を定めておくこと、とあることから、今回新たに規定させていただきたいものです。

次に、8ページをごらんください。第13条、市町村教育委員会の行う教科用図書の採択についてでございますが、こちらは現行どおりでございます。

第13条、市町村教育委員会は、協議会からの報告に基づいて教科用図書を採択する。規約の第12条で御説明しましたが、本協議会から市町村教育委員会に、教科用図書を種目ごとに1種類を選び、報告いたします。これを受けて、採択地区の各教育委員会は7月下旬に教科用図書を採択いたします。なお、県からまだ確定の通知は来ておりませんが、市町村教育委員会は、例年の例では、8月上旬ごろまでに県教育委員会へ採択結果を報告しなければならないこととなっておりますので、各市村の教育委員会開催時期を考えますと、日程的にはかなり短い期間で教科用図書の採択をしなければならないという事情もございます。この点を御理解いただきますよう、どうぞよろしくお願いいたします。

最後になりますが、9ページの経過措置といたしまして、教育委員長、教育長を、経過措置を適用して設置している市村がまだございます。この場合の第2条第1項の規定につきまして、なお効力を有するものとするものでございます。

以上でございます。

**小澤会長** ありがとうございます。事務局では処々にわたって検討し、きょう、このように提案しております。これから質問、御意見等をいただくわけでありますけれども、発言の際には、議事録を作成する上から、職名とお名前をおっしゃってから発言していただければ助かります。

では、規約改正について御意見、御質問、お寄せください。文科省のほうから示されたもの、あるいは、過去の例等々を検討した上で、このように上程してあります。御意見、よろしいでしょうか。

では、松塩筑安曇地区教科用図書採択研究協議会規約の改正（案）について、原案のとおりとしてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

**小澤会長** ありがとうございます。異議なしと認めます。

それでは、案の字を消していただきたいと思います。

なお、本協議会は、この改正後の規約に基づきまして運営されるということを確認させていただきます。

## （2）平成27年度教科用図書採択の方針（案）について

**小澤会長** 続きまして、協議事項（2）平成27年度教科用図書採択の方針（案）について、協議をいたします。事務局からの説明をお願いいたします。

**太田教育総務課長補佐(兼)学校支援係長** それでは、資料10ページをごらんください。平成27年度教科用図書採択の方針（案）につきましては、国からの通知を受けまして、平成28年度に使用する中学校用教科書について全教科新たに採択を行うものでございます。

調査研究につきましては、各地区の校長会から推薦いただいた委員により全教科の調査研究を行い、6月8日から7月9日までの間に、5回の教科用図書採択調査研究会において調査結果を取りまとめ、7月17日の第2回教科用図書採択調査研究協議会で各教科の委員長から調査結果を報告します。なお、調査研究委員数は、各教科とも前回、平成23年度と同様といたします。

教科書選定につきましては、第2回教科用図書採択調査研究協議会で各教科の委員長から報告する調査結果について協議し、各教科1種目の教科書を選定することになります。

教科書の調査については、教科書の種類が多ことから、調査研究委員の調査結果を基本に選定を行います。協議会委員は、各教育委員会に送付された教科書や教科書展示会を利用して、必要に応じて教科書を読んでいただくこととなります。

教科書採択につきましては、協議会の選定結果を各教育委員会で協議いただき、最終的に採択を行うということになります。

なお、教科用図書採択の経過及び今後の予定につきましては、10ページ後段の記載のとおりでございます。

以上です。

**小澤会長** 御意見、御質問、いかがでしょう。

例年のとおりでございます。よろしいでしょうか。質問、意見、打ち切ります。

では、平成27年度教科用図書採択の方針（案）について、原案どおりでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕



**小澤会長** 異議なしと認めます。原案どおり進めさせていただきます。案の字を消してください。

### (3) 平成27年度松塩筑安曇地区教科用図書採択研究協議会関係会議等日程(案)について

**小澤会長** 続きまして、協議事項(3)平成27年度松塩筑安曇地区教科用図書採択研究協議会関係会議日程(案)について、御協議をいただきます。事務局からお願いします。

**太田教育総務課長補佐(兼)学校支援係長** それでは、資料11ページをお開きください。平成27年度松塩筑安曇地区教科用図書採択研究協議会関係会議等日程(案)でございますが、協議会日程につきましては、本日5月26日の第1回協議会、それから、7月17日ですが、こちらが第2回の協議会、こちらは塩尻総合文化センター、こちらの講堂ということで、ちょっと場所が変わりますけれども、で開催する予定でございます。この会議は、教科用図書の選定について御協議いただくという最後の会議になるんですけれども、これ以降、各市町村の教育委員会において採択、告示、県教育委員会への報告という流れになっていくということで、先ほど御説明申し上げたところです。

次に、調査研究委員会の日程ですが、6月8日に同じく塩尻総合文化センター講堂で全体会議を開催いたします。この会議には、きょうここで決定されました会長・副会長、校長会会長・副会長の皆様と、調査研究委員が出席ということでございますので、よろしく願いいたします。

6月8日以降、6月17日、6月24日、7月1日、7月9日と5回にわたりまして調査研究委員会を開催いたします。

また、収支決算監査を10月下旬に予定しております。これは、役員であります監事に監査をしていただき、監査結果については、協議会委員の皆様は書面で御報告させていただくということになります。

日程については以上です。よろしく申し上げます。

**小澤会長** 事務局のほうで既に日程調整等をして、きょうここに開催日をお示ししてあります。委員の皆様方、もう一度御確認いただければと思います。校長会もこれで決定してあります。ありがとうございます。

よって、このメンバーで、次回集まるのは7月17日2時から、この会場であります。ここで一教科一教科書を選定するわけでありまして、一番の山場がここです。なお、6月8日は、調査研究委員に委嘱の交付をいたします。調査は、6月17日から7月9日までの4日間行われます。

それでは、この日程を進めていくということでお願いできますでしょうか。7月17日、体調万全にして御出席ください。お願いします。質問等よろしいでしょうか。なしと認めます。

では、平成27年度松塩筑安曇地区教科用図書採択研究協議会関係会議等日程(案)について、原案のとおり進めることでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

**小澤会長** ありがとうございます。案の字を消していただきたいと思います。

### (4) 平成27年度松塩筑安曇地区教科用図書採択研究協議会予算(案)について

**小澤会長** 予算案についてを協議いただきたいと思います。事務局から説明をお願いします。

**丸山学校支援係主事** よろしく申し上げます。それでは資料12ページをごらんください。協議会の予算案について御説明を申し上げます。

まず上の表、歳入でございますけれども、負担金112万円、関係市村から112万円を、それぞれ一定ルールで負担していただくということで計上してございます。これに前回の協議会の繰越金及び諸収入を含め、合計126万8,900円となっております。

負担金の詳細について、13ページをごらんください。

負担金の（案）でございますが、全体額112万円の20%を均等割と、残りの80%を昨年度5月1日現在の生徒数割で算出をしております。個々の数値につきましては表の一番右側、合計欄の記載でございますが、ごらんください。

12ページのほうにお戻りください。次に歳出について説明いたします。

まず費用弁償でございますが、72万3,600円、内訳は協議会の関係と調査研究委員会の開催に伴うものでございます。単価としまして、塩尻市より選出された委員につきましては1日1,200円、松本市・安曇野市・東筑摩郡から選出された委員につきましては1日1,800円として計上しております。この単価は、協議会で従来適用している金額となりますので御了承ください。なお、費用弁償ですけれども、協議会委員につきましては第2回の協議会、また、調査研究委員につきましては第5回目の調査研究委員会において、一括して支払いをする予定でございますので、あらかじめ御了承いただけたらと思います。

次の需用費36万5,160円ですけれども、調査研究用の消耗品、それから協議会・調査研究委員の会議時のお茶代といったようなことでお願いをしております。また、昨年度、小学校教科書採択協議会の中で調査研究委員よりパソコンの購入依頼がありましたので、1台分の購入代ということで備品購入費ということで計上しております。

一番下の役務費18万140円ですが、各種通知等の郵送料、それから下に会議録反訳とありますが、これは協議会の会議録を作成しておりますので、その際の専門業者に支払う手数料ということでございます。

歳出予算の計、一番下にありますとおり歳入と同額の126万8,900円でございます。

以上です。よろしく申し上げます。

**小澤会長** 今年度パソコンを新たに購入する、それ以外は例年どおりの組み立てであります。御意見よろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

**小澤会長** ありがとうございます。異議なしと認めます。

では、原案のとおり執行させていただきます。案の字を消してください。

#### （5）平成27年度松塩筑安曇地区教科用図書採択研究協議会調査研究委員委嘱方法（案）について

**小澤会長** 続きまして、協議事項（5）、松塩筑安曇地区教科用図書採択研究協議会調査研究委員委嘱方法（案）について御協議をいただきます。事務局から申し上げます。

**太田教育総務課長補佐(兼)学校支援係長** それでは、14ページをお願いいたします。教科用図書採択研究協議会調査研究委員会委員の委嘱方法についてでございますが、初めに委嘱方法ですけれども、松本市、東筑摩塩尻、安曇野市各校長会からですね、推薦されました者を委嘱し、第1回調査研究委員会で委嘱状を交付する予定でございます。

次に、選考方針につきましては5つございまして、1つ目が、3期連続の委員については推薦はできない。それから2つ目が、男女・年齢にとらわれないこと。それから3つ目が、教科書の編集等に携わったことのない者とする。4つ目としまして、保健体育のうち1名は養護教諭が望ましいこと。5つ目としまして、松本市から委員の半数を、あと残りの半数のうち東筑摩塩尻と安曇野市の人数を同数とするとしておりまして、この選出区分につきましては、次ページの15ページになるんですけども、ちょっとごらんいただきたいのですが、こちらは、選出区分（案）でございますが、教科ごとに委員長には校長が、副委員長には教頭が当たることとしております。

では、これからですね、今回推薦いただいている先生方の名簿を一旦お配りしますので、それを

また見ながらお願いしたいんですが。これから名簿をお配りしますけれども、委員長、副委員長、それからそれぞれの先生方の名簿になります。ごらんいただきまして、また後ほど回収ということとなりますので、名簿については当面非公開、公開することができませんので御了承ください。

今、お手元に配付させていただきました委員名簿がですね、各校長会から推薦いただいた先生方ということになりまして、またちょっと14ページに戻ってくるんですが、欠格条項という部分で適合しない限りは、こちらの先生方で調査研究を行っていただくということになってまいります。

欠格条項につきましては、ここで読みますが、1つ目は、教科用図書発行者の役員及び従業員並びにこれらの配偶者及び3親等内の親族がいる場合。それから2つ目として、顧問、参与、それから嘱託等いかなる名称を問わず、事実上発行社の事業の運営に重要な影響力を有している者。3つ目として、教科用図書及び講師用指導書の著作者、事実上の著作に参加し、または協力した者を含む。4つ目として、上記(3)の著作者が団体である場合は、その団体の役員及びこれらに準ずる者。5つ目として、教科用図書の供給の事業を行う者及びその従業員と。これに当てはまると欠格という形になるんですが、これにつきましては現在、事務局よりですね、各学校長に推薦された教員について依頼をしております、欠格条項に該当しないか資格審査を行っております。5月28日までに御回答をいただくということになっておりますので、現在のところ欠格条項に該当した候補者は特に連絡をいただいております。ただし、今後、欠格条項に該当する候補者がいたような場合につきましては、役員の皆様にまず報告させていただきまして、協議いただく中で何らかの形で委員の皆様にも報告したいと考えておりますので、御了承をお願いいたします。

以上でございます。

**小澤会長** ありがとうございます。特に欠格条項については、締め切り日まであと2日あります。ここで、この名簿を見ていただいた中で、この方は欠格条項の1から5までに触れる疑いがあると思われる場合は、言っていただければと思います。

そのほかに御質問、ございますでしょうか。事務局いいですか。

**太田教育総務課長補佐(兼)学校支援係長** 1点よろしいでしょうか。ただいまの14ページの2番の選考方針の部分の(1)番の、3期連続の推薦はできないという部分があるんですけども、こちらについては若干問い合わせをいただいた経過もございますので、少し触れておきたいのですが、事務局としましてはですね、この3期連続というところを、この松塩筑安曇地区内での3期連続、しかも小学校・中学校ありますので、それぞれ小学校は小学校で3期、あるいは中学校は中学校で3期というような形で捉えていきたいと考えております。ですので、例えば、教員の先生方が長野市であるとか遠い地区へ行った場合に、同じこの研究委員になっていたとしても、その部分は含めずに、あくまでもこの松塩筑安曇地区という部分でのくくりとしたいと思っておりますので、その辺も御了承いただければと思いますが、よろしく願いいたします。

**小澤会長** 安曇野市さんから御指摘いただけたわけでありまして。3期連続の捉え、理解ですが、事務局案は、この当地区に限ってということですか。このような理解でよろしいでしょうか。はい。次回からもそのような視点で執行していくと思います。

校長会から推薦していただいた方々、このようなメンバーで調査研究の任に当たっていただくということで、原案のとおりでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

**小澤会長** ありがとうございます。それでは、案の字を消していただきたいと思っております。

## (6) 開かれた採択の推進(案)について

**小澤会長** 続いて協議事項(6)開かれた採択の推進(案)について御協議をいただきます。事務局

から説明をお願いします。

**太田教育総務課長補佐(兼)学校支援係長** それでは、資料16ページになります。開かれた採択の推進(案)でございますけれども、こちらにつきましてはですね、前回までのこの協議会で決定してきた内容と同様の内容となっておりますが、今回の採択に当たりまして、開かれた採択の推進のために広い視野からの意見を反映させることにつきまして、国や県からも強く求められているところです。今回の協議会の設置に当たりましては、委員総数28人のうち、保護者代表を4人、学識経験者を4人としてございます。

まず、項目1の情報公開に関する基本的な考え方につきましてですが、採択に係る情報の公表につきましては、平成24年の文部科学省通達で、開かれた採択を一層推進する観点から、積極的な公表に努めることとされております。これにつきましては、17ページ以降のですね、資料に通知の内容お示ししてございますので、また後ほど御確認してください。

なお、公表する項目によっては、内容、時期等の関係によりまして、採択の公正の確保や円滑な事務遂行が損なわれたり、静ひつな環境が確保できない場合が生じます。このような観点や、長野市や、あるいは長野県の状況を勘案しながら、松塩筑安曇地区の公開状況を決定する必要がございます。

また、昨年度の小学校教科用図書採択協議会の際に、採択に係る情報の公表について協議され、直近の採択時の基準を基本とするということが確認されております。このため、今年度につきましては、昨年度の公開状況を基準としまして、その2番の表のとおり提案させていただきたいと思っております。

実際に公開請求が出された場合の事務手続きについての対応は、事務局が所在する市の情報公開条例を準用して処理してまいりたいと考えております。

それでは、公開の状況ですが、2の表、上からまいります。協議会の会議録の作成ですが、今回も実施してまいりたいと思っております。それから、調査研究委員会の会議録の作成ですが、これについては前回も行っておりませんし、長野市、長野県のほうも行っておりませんので、当会でも行わないこととします。

次に、協議会委員名の事前公開でございますが、これについても非公開としたいと考えます。

なお、県ではホームページ上で事前に氏名のみ公開していると聞いております。

次に、協議会委員名の事後公開ですが、これについては、ホームページ上で掲示してまいりたいと考えています。

それから次に、調査研究委員名の事前公開ですが、これは従前どおり、また他市に倣いまして非公開とします。

また、委員名の事後の公開ですが、これについては、請求があれば公開していくということで対応したいと考えております。

採択協議会及び調査研究委員会につきましては、それぞれ非公開としてございます。また、採択協議会の会議録は、会議録抄録ということで公開をしていきたいと思っております。会議録抄録についてですが、内容は一言一句同じ言葉で反訳するのではなく、例えば言い回しがわかりにくいところ、誤解を招いてしまいそうなる箇所を修正して作成させていただきます。ほとんど会議録に近いところではありますが、一部修正をするために抄録として取り扱うこととします。調査研究委員会の報告書、採択の結果でございますが、これについては公開ということになってまいります。

以上、基本的には県や長野市とほぼ同一のスタンスということになります。開かれた採択の推進の見地から御協議をいただければと思います。

また、開かれた採択の推進ということで、3にあります教科書の展示、こちらをですね、県が行

うこととなります。今のところ国の通知ではですね、6月の19日から14日間となっておりますが、長野県の教育委員会が示す期日であるとか開催場所が、まだ連絡が来ていない状況でございます。昨年の例でいきますと6月の10日ごろですかね、通知が来て、場所は松本市立図書館、それから安曇野市の市立図書館で、おおむね6月下旬から2週間程度開催されておりますので、ほぼ同じような流れになるのではないかと思います。また県から通知が来たところで、皆様にもお示ししていきたいと思っております。

それから、今回の資料の21ページ以降にですね、参考資料としまして、文部科学省通知でありますとか、それから松塩筑安曇地区教科用図書採択研究協議会の過去の採択経過一覧、それから県内の採択状況一覧等を掲載してございますので、また後ほど御確認いただきながら参考にしていただければと思っております。

以上になります。

**小澤会長** ありがとうございます。この公開につきましては、昨年、松本市さんのほうで相当に検討していただいて、このように平成26年度(小)というところに整理していただいてあります。しかも枠の外に、情報の公開については直近のものを基本とするという方向も示されております。よって、今年度の塩尻市の事務局の場合も、これに倣って示してあります。23、26、27年度全部同じであります。いかがでしょうか。御意見をお願いします。

**太田教育総務課長補佐(兼)学校支援係長** 1点だけよろしいですか。

ちょっとお伝えし忘れた部分になるんですけども、この16ページの2の表のですね、採択の結果の公表の部分なんですけれども、一応私どももですね、どの教科書を選んだかっていうところを、選ぶと言いますか、教育委員会に報告したかっていうところを、ホームページ上で公表していくようになるんですけども、例年ですね、長野県の教育委員会が8月31日までが非公開というような取り扱いをとっているものですから、予定では今のところ、本協議会のこの公表については9月1日を目途に行っていきたいと今、考えております。

ただし、最終的に教科書を採択するのは各市町村の教育委員会ということになってですね、それぞれ各市町村の教育委員会でも採択結果を公表しなければならない状況があるんですけども、県の教育委員会でもちょっと確認した部分があるんですが、これについては各教育委員会の判断にお任せするのが望ましいんじゃないかというところですね、法律上でも統一しなさいみたいなところがないもんですから。ただし、当方塩尻市教育委員会が今回事務局になっておりますので、塩尻市としては今のところ、この協議会の9月1日の公表に合わせて塩尻市教育会も同じ日に公表していかうかと今、考えているところですので、一応御参考までにとということでお伝えしておきます。

よろしく願いいたします。

**小澤会長** 本協議会の公表は9月1日ということであります。各市町村の公表については地教委にお任せいたしますけれども、一例として塩尻は9月1日ということ。各教育長さん方は連絡を取り合いながら進めていただければと思います。

それでは、公表について原案のとおり進めていってよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

**小澤会長** ありがとうございます。異議なしと認めます。案の字を消してください。

協議事項は以上であります。事務局から、ほかにごございますでしょうか。参考資料はよろしいでしょうか。

**太田教育総務課長補佐(兼)学校支援係長** 済みません、参考資料につきましては、ちょっと一字一句ごらんいただくのに時間かかってしまいますので、御自宅にお帰りいただいてまたよくよく見ていただければと思いますので、お願いします。

**小澤会長** たくさんあります。お家へ帰って目を通しておいていただければと思います。

この際であります。委員の皆様から御協議いただくこと、あるいは追っての質問、御意見等ありましたら、お寄せください。

**市川委員** 今、きちっとした説明をしていただいて、納得をしています。全然別の話ですけども、次のことをどう考えていらっしゃるか、会長さんや皆さんの御意見を伺えればと思います。

第1に、今回の採用は、学習指導要領改訂に伴う教科書改訂ではない年であります。私まだ教科書を全部見ているわけではないもので、確固たることは言えないんですが、例年の例で言いますと、学習指導要領の改訂のない年っていうのは、そう大きな変化がないわけですよ。ですから、そういうことを考えると、例年の採用のものを食べるっていうようなときには、かなり確固たる理由があるかどうかということがしっかりしてこないと言得力がないかなと、こんな感じをしてるんですが。その辺は、そういうことにも一切こだわらないで、よいものを選んでいただくって言えば、それが本論でしょうけれども、どう考えたらいいか。それが1点目です。

それから、小学校の、ことし検討会にも出させていただいたんですが、一部変わったところがございましたよね。そうなりますと、小中一貫っていうような観点から眺めたときに、中学だけの資料で考えていいのか、小学校のこともある程度考慮して考えていただいたほうがいいのか、これが2点目です。

それから3点目は、最近、パソコンを使った副教材が教室で積極的に使われてます。非常に効果を上げている感じがするんですけども、そういったものがそれぞれの教科書にきちんと整備されているかどうかというようなあたりは、検討の材料になるのかどうか。第2回目に御報告を受ける前に、ちょっとその基本的なところを教えていただければ。特に教科書をがらがらがら変えられると、その負担はみんな地教委へきますので、指導書だとか、それに伴う教材等も変わってきますから、そこをどう考えたらいいか。以上でございます。

**小澤会長** ここで意思統一をする、あるいは方向性を確認することは、やや戸惑うところですが、お互いに方向性を探っておく程度でよろしいですか。

**市川委員** はい。方向性をここで出すっていう筋ではないような気がします。調査委員の皆さんが、自分の経験と良心に従って本当に子供の幸せのために選ばれるわけですから、いいわけですが、私も教育委員会の立場からすれば先々を見通した立場で、小中の一貫だとか、IT教育等、現場の先生方、もう少し先まで見通した上で御検討いただきたいことや、当然予算が伴うことも多少気にとめていただいたほうがいいかなというような思いもあつての問題提起です。また役員や事務局のほうで善処していただければありがたいなと、こう思います。

以上です。

**小澤会長** 貴重な意見ありがとうございます。

次回の委嘱状交付のときに、委員から出された意見の概要をお伝えしたいと思います。調査研究委員の先生方は、この地区の子供たちにとって、この教科書が絶対いいんだと、その根拠を明確に示して欲しい、また、小中一貫の視点でも検討して欲しい、さらには、ICT教育の活用度も加味してほしいというような点を伝えたいと思います。そんなことでよろしいでしょうか。

ありがとうございます。

以上で協議事項全てを終わりにしたいと思います。

議長の任をおろさせていただきます。委員の皆様からの御協力に感謝いたします。ありがとうございました。

## 6 その他

**青木こども教育部次長(兼)教育総務課長** ありがとうございました。それでは次第の6番、その他に入らせていただきたいと思います。事務局から諸連絡がございますので、よろしく願いいたします。

**丸山学校支援係主事** よろしく願いします。2点、申し上げさせていただきます。

まず、今後の日程につきまして再度確認ということでお願いいたします。第2回目の協議会ですが、7月の17日金曜日、午後2時からになりますが、こちら建物同じで塩尻総合文化センター1階にですね、講堂という場所がございますので、そちらのほうで行わせていただきます。どうぞ御出席をお願いいたします。

2点目ですけれども、先ほどお配りいたしました調査研究委員候補者の名簿でございます。こちらにつきましては、先ほど申し上げましたが、これから回収ということでさせていただきますのでお願いいたします。

私からは以上です。

**青木こども教育部次長(兼)教育総務課長** そうということでも回収させていただきますので、先ほど配られた名簿のみ机の上に置いていっていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

この際ですので、全体を通して何か皆様方からございましたらお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

## 7 閉会

**青木こども教育部次長(兼)教育総務課長** それでは、以上をもちまして、平成27年度第1回松塩筑安曇地区教科用図書採択研究協議会を閉じさせていただきますと思います。

長時間、大変御苦労さまでした。ありがとうございました。

○ 午後3時10分に閉会する

以上